

社会福祉法人鳥取県共同募金会助成要綱

(総 則)

第1条□ 社会福祉法人鳥取県共同募金会（以下「本会」という。）は、社会福祉法の条項に従い、本会に寄せられた寄付金を、寄付者の意向を尊重し、「共同募金運動要綱」「共同募金助成方針」を基調として、適正・公正かつ社会福祉の増進に効果のあるよう助成する。

(助成対象団体)

第2条 共同募金は、地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者で、次の事項に合致する団体に助成する。

- (1) 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- (2) その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- (3) 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- (4) 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- (5) 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は次のとおりとし、その基準は、鳥取県共同募金会助成基準で定める。

- (1) 社会福祉法に基づいて行う事業
- (2) 更生保護事業法に基づいて行う事業
- (3) その他の社会福祉を目的とする事業（保健・医療・教育・まちづくり・環境などで社会福祉に関する活動を含む）で本会が必要又は効果が高いと認める事業

(助成区分)

第4条 第2条及び第3条に規定する助成は次のとおりとする。

- (1) 主に広域的な社会的課題を解決するための助成（以下「広域助成」という。）
- (2) 主に小地域福祉活動支援など地域の生活課題を解決するための助成（以下「地域助成」という。）
- (3) 別に定める歳末たすけあい運動に関わる助成

(助成対象の欠格要件)

第5条 次の事業は、助成の対象としない。

- (1) 構成員の互助共済のみを目的とするもの。
- (2) 営利活動や、政治、宗教、組合等の運動をその方法として行うもの。
- (3) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、その責任に属するものとみなされるもの。
- (4) 借入金の返済及び負債整理の補償となるもの。
- (5) 当年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施、またはしようとするもの。
- (6) 助成による効果が期待できないもの。
- (7) 他の財源をもって実施することが適当と認められるもの。
- (8) 介護保険事業として行われるもの。
- (9) その他、本会において適当と認められないもの。

(助成金の使用年度)

第6条 助成金は、原則として募金した翌年度の被助成者の経費に充当することとする。ただし、歳末たすけあい募金及び災害等の緊急の場合にあっては、募金した年度とする。

(助成の申請)

第7条 共同募金の助成を受けようとするものは、本会の定める日までに、別に定める助成申請書に必要な書類を添付し、本会または共同募金委員会に提出するものとする。

2 広域助成を受けようとするものは、申請書等を本会に提出するものとする。

3 地域助成を受けようとするものは、申請書等を事業所が所在する市町村の共同募金委員会に提出するものとする。

4 歳末たすけあい募金の助成の申請については別に定める。

(他団体等への並行申請の禁止)

第8条 共同募金の助成を受けようとするものは、他の助成団体等に対し、同一の事業について助成及び補助の申請を並行してはならない。

(助成の内定及び決定)

第9条 助成の内定及び決定は、配分委員会で基礎調査、審議の上、理事会の審議を経て評議員会の議決により行う。

2 助成が内定及び決定したときは、別に定める様式により被助成者に通知する。

(使途の変更禁止)

第10条 助成金は、指定された使途以外に使用してはならない。

(助成事業の内容の変更)

第11条 被助成者は、助成内定又は決定後、やむを得ない事情により、事業の内容又は経費（総事業費の20パーセント以上）を変更する必要がある場合、若しくは、事業費の変更により助成額の変更が生じた場合は、事業着手前に、別に定める変更申請書を共同募金委員会を經由して提出し、本会の承認を得なければならない。ただし、広域助成を受けるものは、変更申請書を直接本会に提出するものとする。

(事後の調整)

第12条 助成は、事前に決定した助成計画によって行うことを原則とするが、募金実績額に過不足を生じたとき又はその他必要があると本会が認めた場合は、助成計画を調整することができる。

(助成金の交付等)

第13条 助成金は、助成決定後、被助成者の請求により交付することとする。ただし、施設整備にかかる事業（備品等の器材、車両を含む）については事業完了後に交付する。

2 広域助成は本会が、地域助成は共同募金委員会が被助成者に助成金を交付する。

3 被助成者は、助成事業完了後直ちに別に定める報告書に必要な書類を添付し、助成金の使途を明らかにし、本会又は共同募金委員会へ提出しなければならない。

(助成事業の調査及び監査)

第14条 本会は、助成申請者及び助成申請事業について、適時、調査する。

2 本会は、被助成者に対して、助成の用途に関係ある範囲で、適時、監査を行う。

3 被助成者は、本会が要求するときは必要な記録および諸帳簿を呈示し、監査を拒むことはできない。

(助成決定の取り消し及び助成金の返還)

第15条 被助成者が次に該当する場合は、助成決定を取り消し、あるいは助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 経営状況がきわめて不良と認めた場合。

(2) 経理状況がきわめて不良と認めた場合。

(3) 助成決定後、事業の一部又は全部を廃止した場合。

(4) 事業を実施する見込みがないもの。

(5) 事業の実施にあたり、本会が改善を求めた事柄についてその努力をしないもの。また、改善の見込みがないと認められるもの。

(6) 本会の承認を得ずに、事業内容を変更し実施した場合。

(7) その他本会が不相当と認めた場合。

(助成物件の管理、明示と広報)

第16条 助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間とする。

2 被助成者は、助成金の用途をはじめ、助成事業の全般について常時内容を明確にしておかなければならない。

3 被助成者は、被助成物件に共同募金の助成金によってなされたものであることを表示するとともに、住民等に対して助成金の被助成及び助成事業について有効な広報に努めなければならない。

(個人情報保護)

第17条 本会及び共同募金委員会は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、保有する個人情報を適正に取扱う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。